

鳥取県営住宅維持管理業務（東部地区）の入札についての公告（令和6年5月13日付け）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の下線を付した字句を同表の改正後の欄の下線を付した字句に改める。

改正後	改正前
<p>2 入札参加資格 本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令和3年鳥取県告示第457号</u>（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者であること。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 入札方法</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 本件入札は、次の日時及び場所で行い、その開札は、入札に引き続いて当該場所において行う。</p> <p>①日時：<u>令和6年7月8日（月）</u> 午前10時</p> <p>②場所：<u>鳥取県住宅供給公社事務局会議室</u></p> <p>4 入札までの手続等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 仕様書等の交付方法 仕様書及び入札説明書は、令和6年5月13日（月）から同年<u>6月19日（水）</u>までの間にインターネットの当公社のホームページ（http://jkk-tottori.or.jp）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。</p> <p>①交付期間及び交付時間 <u>令和6年5月13日（月）から同年6月19日（水）</u>までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時（<u>6月19日（水）</u>にあつては、正午）までとする。</p> <p>②交付場所：(1)に同じ。</p> <p>5 入札参加者に要求される事項</p> <p>(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、入札説明書に定める事前提出書類を令和6年<u>6月19日（水）</u>正午までに郵送又は持参により4の(1)に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>2 入札参加資格 本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成27年鳥取県告示第596号</u>（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者であること。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 入札方法</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 本件入札は、次の日時及び場所で行い、その開札は、入札に引き続いて当該場所において行う。</p> <p>①日時：<u>令和6年6月21日（金）</u> 午前10時</p> <p>②場所：<u>鳥取県住宅供給公社事務局会議室</u></p> <p>4 入札までの手続等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 仕様書等の交付方法 仕様書及び入札説明書は、令和6年5月13日（月）から同年<u>6月3日（月）</u>までの間にインターネットの当公社のホームページ（http://jkk-tottori.or.jp）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。</p> <p>①交付期間及び交付時間 <u>令和6年5月13日（月）から同年6月3日（月）</u>までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時（<u>6月3日（月）</u>にあつては、正午）までとする。</p> <p>②交付場所：(1)に同じ。</p> <p>5 入札参加者に要求される事項</p> <p>(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、入札説明書に定める事前提出書類を令和6年<u>6月3日（月）</u>正午までに郵送又は持参により4の(1)に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この改正は、令和6年5月29日から施行する。

※今回の改正は、入札参加資格として誤って古い県告示によるものを記載していた為、これを最新のものに改正するとともに、改正後の入札参加資格を確認した上で入札参加手続きをすることができるよう、入札期日等を繰り下げるものです。

鳥取県営住宅維持管理業務（東部地区）入札説明書（令和6年5月13日付けの公告で別に定めることとされているもの）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の下線を付した字句を同表の改正後の欄の下線を付した字句に改める。

改正後	改正前
<p>1 入札に関する質問等</p> <p>(1) 質問 本件入札に関する質問は、質問書（様式第1号）を電子メールにより調達公告の4の（1）に令和6年6月5日（水）正午までに提出して行うこととし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。</p> <p>(2) 回答 （1）の質問については、令和6年6月14日（金）までに回答をまとめてインターネットの当会社ホームページ（http://jkk-tottori.or.jp）で閲覧に供する。</p> <p>3 入札参加資格の確認</p> <p>(1) 調達公告の5の（1）により提出された書類を審査の上、本件入札の参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年6月26日（水）までに通知する。</p> <p>(2) （1）により本件入札の参加資格がないと認められた者は、当会社の理事長に対し、令和6年6月28日（金）までに書面（様式は自由）によりその理由説明を求めることができる。</p> <p>(3) 当会社の理事長は、（2）により説明を求められた場合、これを求めた者に対し、令和6年7月3日（水）までに書面により回答する。</p> <p>（様式第2号） 入 札 参 加 資 格 確 認 書</p> <p>1 略</p> <p>2 当社は、令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格を有しています。その業種区分は、その他の委託等のその他です。</p> <p>3～5 略</p>	<p>1 入札に関する質問等</p> <p>(1) 質問 本件入札に関する質問は、質問書（様式第1号）を電子メールにより調達公告の4の（1）に令和6年5月20日（月）正午までに提出して行うこととし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。</p> <p>(2) 回答 （1）の質問については、令和6年5月29日（水）までに回答をまとめてインターネットの当会社ホームページ（http://jkk-tottori.or.jp）で閲覧に供する。</p> <p>3 入札参加資格の確認</p> <p>(1) 調達公告の5の（1）により提出された書類を審査の上、本件入札の参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年6月10日（月）までに通知する。</p> <p>(2) （1）により本件入札の参加資格がないと認められた者は、当会社の理事長に対し、令和6年6月12日（水）までに書面（様式は自由）によりその理由説明を求めることができる。</p> <p>(3) 当会社の理事長は、（2）により説明を求められた場合、これを求めた者に対し、令和6年6月17日（月）までに書面により回答する。</p> <p>（様式第2号） 入 札 参 加 資 格 確 認 書</p> <p>1 略</p> <p>2 当社は、平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格を有しています。その業種区分は、その他の委託等のその他です。</p> <p>3～5 略</p>

附 則

この改正は、令和6年5月29日から施行する。

※今回の改正は、入札参加資格として誤って古い県告示によるものを記載していた為、これを最新のものに改正するとともに、改正後の入札参加資格を確認した上で入札参加手続きをすることができるよう、入札期日等を繰り下げるものです。